

広島女学院大学、比治山大学・比治山大学短期大学部と 広島市東区役所との地域連携協力に関する協定書

広島市東区内に立地する広島女学院大学（以下「甲」という。）、比治山大学・比治山大学短期大学部（以下「乙」という。）と広島市東区役所（以下「丙」という。）とは、東区内のまちづくり等に関する取組みについて包括的な連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲・乙と丙が包括的な連携のもと、それぞれの持つ人材、知識、情報などの資源を活用して互いに協力することにより、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲・乙と丙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる分野において互いに連携協力する。

- (1) まちづくりの推進
- (2) 教育・文化・スポーツの振興及び健康づくりの推進
- (3) 人材の育成
- (4) その他、3者が協議して必要と認める分野

（連絡調整）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲は広島女学院大学事務局学生課を、乙は比治山大学総務室庶務担当を、丙は東区役所市民部区政振興課をそれぞれ窓口とし、必要な連絡調整を行う。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに甲・乙及び丙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 第2条の連携協力は、甲・乙と丙が協議のうえ、実施するものとする。
この協定に関する疑義が生じたときは、甲・乙と丙が協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲・乙・丙署名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成22年（2010年）5月18日

甲 広島女学院大学
学 長 長 尾 ひ ろ み

乙 比治山大学
比治山大学短期大学部
学 長 高 橋 超

丙 広島市東区役所
区 長 野 上 千 津 江